

令和9年度いきいきこどもクラブ 入会申請について

【令和9年4月入会申請受付期間】

令和8年11月1日（日）～11月30日（月）17時

※4月の利用については、新規・継続ともに申請が必要です。

【申請方法】電子申請 ※市民ポータルサイトからの申請となります。

【必要書類】同一世帯の18歳から69歳の方 **全員** の

就労証明書、学生証など、入会要件を満たすことを証明する書類

※詳細は、p.4「4. 必要書類」をご確認ください。

希望月	申請受付期間	就労証明書等有効期限	希望月	申請受付期間	就労証明書等有効期限
4月	R8.11.1 ～ R8.11.30	R8. 8.1以降のもの	10月	R9. 8.14 ～ R9. 9.15	R9. 5.1以降のもの
5月	R9.3.16 ～ R9. 4.15	R8.12.1以降のもの	11月	R9. 9.16 ～ R9.10.15	R9. 6.1以降のもの
6月	R9.4.16 ～ R9. 5.14	R9. 1.1以降のもの	12月	R9.10.16 ～ R9.11.15	R9. 7.1以降のもの
7月※	R9.5. 6 ～ R9. 6. 4	R9. 2.1以降のもの	1月※	R9.11. 1 ～ R9.12.15	R9. 8.1以降のもの
8月※	R9.5. 6 ～ R9. 6.18	R9. 2.1以降のもの	2月※	R9.11. 1 ～ R10.1.14	R9. 8.1以降のもの
9月	R9.7.16 ～ R9. 8.13	R9. 4.1以降のもの	3月※	R9.11. 1 ～ R10.2.15	R9. 8.1以降のもの

※申請受付最終日は、17時までに申請完了してください。

※7月・8月入会、1月～3月入会は、申請期間が異なります。

【各種申請はこちらから】

入会申請



変更申請



退会(辞退)申請



免除申請



欠席連絡



東広島市役所 生涯学習部 青少年育成課 放課後児童係

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

電話 082-420-0929

FAX 082-420-0414

青少年育成課の

HPはこちらから⇒



いきいきこどもクラブの手引き

※申請前に必ずご確認ください。

目次

1. いきいきこどもクラブの概要	p.2
2. 申請から利用までの流れ	p.3
3. 入会の要件	p.4
4. 必要書類	p.4
5. 利用承認期間	p.5
6. 利用にかかる料金	p.5-6
7. 申請後や入会中に発生する手続き	p.7
8. 緊急時（警報発令等）の対応について	p.8
9. 冬場の児童の帰宅について	p.8
10. 民間のいきいきこどもクラブについて	p.9
11. 備考（連絡事項・注意事項）	p.9
12. よくあるお問い合わせ	p.10-13
民間いきいきこどもクラブ一覧	p.14

1. いきいきこどもクラブの概要

目的

児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）です。保護者の就労等により、継続的に放課後保護者と過ごすことができない児童に適切な遊びや生活の場を提供し、集団生活の中で健全な育成を図ることを目的としています。

対象児童

東広島市内の小学校に就学している1年生から6年生までの児童で、放課後保護者と過ごすことができない児童
※詳しくは、p.4「3. 入会の要件」をご確認ください。

開設時間

小学校課業日（平日）：放課後から19時まで
小学校休業日（土曜日、代休日、長期休業日）：8時から19時まで
※新1年生も4月1日から利用できます。
※お迎えが19時を過ぎることがあると、利用を停止させていただく場合があります。

休業日

日曜日、祝日、お盆（8/13から8/15）、年末年始（12/29から1/3）
※土曜日は、一部のクラブでのみ開設します。詳細は、裏表紙をご確認ください。

料金

【利用料】

月～金 18時まで：3,000円、月～金 19時まで：3,700円
月～土 18時まで：4,500円、月～土 19時まで：5,400円
支払方法：口座振替 または 納付書

【おやつ教材費】

月～金：1,500円、月～土：1,800円
支払方法：各クラブが指定した方法

【スポーツ保険加入料】

年度ごとに800円
支払方法：現金（クラブで徴収）

※費用の詳細は、p.5「6. 利用にかかる料金」をご確認ください。

民間クラブ

民間のいきいきこどもクラブの利用をご希望の場合は、直接民間クラブにお問い合わせください。民間のいきいきこどもクラブ一覧は、p.9「10. 民間のいきいきこどもクラブについて」をご確認ください。

その他

いきいきこどもクラブの利用に関する申請は、すべてオンラインとなります。
申請には市民ポータルサイトを利用しますので、まだ利用登録がお済みでない方は、事前に利用登録をしておくと、申請をスムーズに行うことができます。

2. 申請から利用までの流れ

事前準備

いきいきこどもクラブの利用に関する申請は、すべてオンラインとなります。
申請には市民ポータルサイトを利用しますので、まだ利用登録がお済みでない方は、事前に利用登録をしておくと、申請をスムーズに行うことができます。

申請

必要書類をご準備のうえ、各利用希望月の締め切り日までに申請をしてください。

※きょうだいで入会をご希望の場合、児童1人につきそれぞれ申請が必要です。

※申請後は必ず、申請完了のメール（またはLINE）が届いたことを確認してください。

※届かない場合は、申請が完了していない可能性があります。

※申請が完了していない場合は、毎日正午にリマインド通知が届きます。

審査

申請内容を確認し、不備がある場合は修正依頼の通知を送ります。メール（またはLINE）にて修正内容をご確認のうえ、通知に記載されたURLより修正してください。

※修正が完了していない場合は、毎日正午にリマインド通知が届きます。

結果通知

申請期限の翌週を目安に、結果を通知いたします。

市民ポータル上で行いますので、メール（またはLINE）をご確認ください。

※4月入会、7・8月入会は、結果通知日が異なります。

入会前説明会

【新年度入会および夏入会】

各クラブ（一部クラブを除く）で説明会を実施します。通知書画面下部にある、説明会出欠確認のアンケートにご回答ください。

【年度途中入会】

入会前にクラブを訪問のうえ、事前説明を受けていただきます。入会決定の通知を確認したら、なるべくお早めにクラブへご連絡ください。

※民間のいきいきこどもクラブに入会する等の理由により、入会を辞退される場合は、なるべくお早めに市民ポータルサイトより「退会（辞退）申請」を行ってください。

利用開始

ご自身の申請の状態を確認することができます。詳細は、市ホームページ「いきいきこどもクラブの電子申請のご案内」をご確認ください。

【ステータス一覧】

申請未完了（書類未提出）…申請が未完了です。通知をご確認ください。

申請完了（審査前）…申請が完了しており、審査を開始していません。

審査中…申請が完了しており、青少年育成課が申請内容を確認中です。

修正受付中…申請内容に不備があるため、修正依頼の通知を送っています。

審査完了…申請が完了しており、不備がなく受け付け完了しています。

市ホームページ



3. 入会の要件

同一世帯の18歳から69歳の方 **全員** が次のいずれかに該当すること

- (1) 月～金のうち3日以上 かつ 1日4時間以上 かつ 15時以降までの勤務があること
- (2) 長期疾病などにより児童と過ごすことができないこと
- (3) 長期にわたり、親族の看護（介護）などにより児童と過ごすことができないこと
- (4) 産前3か月産後3か月の期間にあること

※土曜日の利用を希望される場合には、同一世帯の18歳から69歳の方**全員**が土曜日に継続的に就労していることなどが要件です。

4. 必要書類

必要書類の様式は、市役所（支所・出張所を含む）窓口でも配布しており、ホームページにも掲載しています。また、必要書類はスキャンデータや撮影したデータを添付してください。なお、原本を確認させていただく場合がありますので、申請後も保管しておいてください。

※同一世帯のご家族**全員分**（18歳から69歳の方）が必要です。

※書類の内容に不備がないか、提出前に十分ご確認のうえご提出ください。

<昨年度からの変更点>

- ・「在職証明書」が「就労証明書」に（保育課と共通様式）
- ・自営業、農業の場合、申立書ではなく自書した就労証明書を提出
- ・農業、家族就労等の場合、本人が収入を得ていることが必要

要 件		必 要 書 類
就労	被雇用者	・就労証明書 ※3か月以内に記入されたもの ※代表者または記載者が児童と同一世帯員の場合は、直近の給与明細書が必要です。
	自営業	・就労証明書（自書）※3か月以内に記入されたもの ・確定申告書の写し（開業から1年未満の場合は開業届）
	農業	・就労証明書（自書）※3か月以内に記入されたもの ・確定申告書の写し等 ※農業によって、本人が収入を得ている必要があります。
産前産後		・母子手帳（表紙と出産予定日のページ）
疾病・障がい		・医師の診断書等（コピー可）※3か月以内に記入されたもの または 手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等） ※精神3級の場合は、診断書も必要。 ※診断書の内容によっては、いきいきの利用を認められない場合があります。
看護（介護）		・申立書（「看護（介護）」の欄に記入したもの） ・医師の診断書（コピー可）※3か月以内に記入されたもの または 手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等） ・（介護の場合）ケアプラン「週間サービス計画書」
学生		・学生証 ※学校の時間割表を求める場合があります。

5. 利用承認期間

利用の要件によって、いきいきこどもクラブを利用できる期間が異なります。利用期間を延長するには、市民ポータルサイトより変更申請にて必要書類を再度提出していただく必要があります。なお、承認期間が切れる月の初めに、個別に通知いたします。

要 件	利 用 承 認 期 間
就労 (パート・アルバイトを含む)	無期雇用の場合：年度末まで 有期雇用の場合：①更新あり…年度末まで ②更新なし…雇用期間満了月まで ③更新未定…雇用期間満了月の翌月末まで
産前産後	出産予定日の前後3か月間 (例) 出産予定日が9月の場合…6月1日～12月末まで
疾病・障がい	診断書に記載された療養期間 または 入所日から6か月間 ※診断書の内容によっては、上記と異なる場合があります。
看護(介護)	診断書の場合：診断書に記載された療養期間 または 入所日から6か月間 手帳の場合：有効期限満了月末まで ※診断書の内容によっては、上記と異なる場合があります。
学生	学生証の有効期間満了まで

6. 利用にかかる料金

いきいきこどもクラブの利用にあたり、(1) 利用料、(2) おやつ・教材費、(3) スポーツ保険加入料の3種類の費用が発生します。なお、利用料は出欠にかかわらず、在籍している月分をお支払いいただきます。

		(1) 利 用 料	(2) おやつ・教材費
利 用 区 分	月～金	18時まで 3,000 円/月 19時まで 3,700 円/月	1,500 円/月
	月～土	18時まで 4,500 円/月 19時まで 5,400 円/月	1,800 円/月
免 除 制 度		あ り	な し
支 払 先		東広島市役所	各いきいきこどもクラブ
支 払 方 法		口座振替 または 納付書	各クラブが指定した方法
納 期 限		当月末 ※当月末が土日祝の場合は翌営業日	各クラブ指定日
お 問 合 せ 先		青少年育成課 放課後児童係	各いきいきこどもクラブ

< 備 考 >

- ・（ 共 通 ） 料金に未納がある場合には、入会審査を保留させていただくことがあります。
- ・（ 共 通 ） 退会した場合については、以下の通りです。
利用料…自動的に請求がなくなります。
おやつ・教材費…支払方法によっては手続きが必要です。
- ・（ 利 用 料 ） 入会決定時にクラブでお渡しする口座振替依頼書を、金融機関へご提出ください。
提出後、口座振替可能となるまで2～3週間程度お時間がかかります。
- ・（ 利 用 料 ） 過去に口座振替を利用されていた場合、引き続き口座振替でのお支払いとなります。
※別の口座をご希望の場合は、青少年育成課までご連絡ください。
- ・（ 利 用 料 ） すでにきょうだいが入会中の場合は、同じ口座からの引き落としとなります。
※別の口座をご希望の場合は、青少年育成課までご連絡ください。
- ・（おやつ・教材費）食物アレルギーや宗教上の理由などの特別な理由がある場合は、支援員に申し出のうえ、おやつを持参してください。ただし、クラブが用意したおやつはお持ち帰りいただき、費用がかかることをご了承ください。

（３）スポーツ保険加入料

いきいきこどもクラブの利用中にケガをされた場合や、他の児童の物を壊した場合に適用される保険の加入に必要な費用です。年度ごとの加入となりますので、入会月にかかわらず費用は800円です。

利用料の免除 ※年度ごとに申請が必要です。

入会申請同様、市民ポータルサイトを通じて電子申請してください。

条 件：下記のいずれかに該当する世帯

- (1) 生活保護を受けている世帯
- (2) 市町村民税所得割非課税世帯 ※課税証明書を求める場合があります。
- (3) 火災や風水害によるり災世帯（青少年育成課にご相談ください）

※生活保護世帯、ひとり親世帯であっても自動的に免除にはなりません。

※おやつ・教材費、スポーツ保険加入料に免除制度はありません。

※免除決定を受けた場合、申請月の利用料から免除の対象となります。

7. 申請後や入会中に発生する手続き

申請後から結果通知を受けるまで

内 容	市民ポータルサイトでの手続き	備 考
申請を取り下げたい	審査開始前…ご自身でキャンセル可能 審査開始後…青少年育成課へご連絡ください	
申請内容に変更がある (転居、転職など)	青少年育成課までご連絡ください。	

結果通知が届いてから

内 容	市民ポータルサイトでの手続き	備 考
入会決定を辞退したい	退会（辞退）申請 ※「入会前に辞退する。」を選択してください。	入会月になってからの辞退はできませんので、お早めに手続きをお願いします。
待機となったが、申請を取り下げたい	退会（辞退）申請 ※「入会前に辞退する。」を選択してください。	

入会してから

内 容	市民ポータルサイトでの手続き	備 考
利用時間・曜日を変更したい	変更申請 ※「利用時間の変更」または「利用曜日の変更」を選択してください。	※利用料が減額になる変更申請は、翌月からしか申請できません。 ※迎え遅れの場合のみ、クラブで変更届（紙）をご記入いただきます。
利用要件を変更したい	変更申請 ※「就労証明書等の必要書類の提出」を選択してください。	p.4「4. 必要書類」を参考に、要件に応じた書類を添付してください。
退職した	変更申請 ※「勤務先等の変更」を選択してください。	申立書「その他」の欄に退職日をご記入のうえ、添付してください。
転職した	変更申請 ※「勤務先等の変更」を選択してください。	新しい職場の就労証明書を添付してください。
退会したい	退会（辞退）申請	※月末までに退会申請しておらず、翌月になった場合はその月も利用料が発生します。

※就労証明書を添付する際は、システムの都合上、書類提出が必要ない方についても、書類提出画面内の提出ボタンを押していただく必要があります。ただし、新たに添付する必要はありません。

※市民ポータルサイトから変更申請ができない場合については、p.10「12. よくあるお問い合わせ」の「電子申請に関すること」Q6をご確認ください。

8. 緊急時（警報発令等）の対応について

小学校課業日の場合

	学校の対応	クラブの対応	備 考
警報発令時	臨時休校	休 み	間違ってクラブに来られないよう、ご注意ください。
	授業開始後 一斉下校	14時～開設 ※学校との連携により 時間変更の場合あり	原則として、保護者等のお迎え（注1）
	開 校	通常開設	
不審者情報	一斉下校	14時～開設	原則として、保護者等のお迎え（注2）

小学校の休業日（土曜日含む）の場合

	状況	クラブの対応	備 考
警報発令時	午前7時現在 継続発令中	休 み	間違ってクラブに来られないよう、ご注意ください。
	午前7時以降 に 発 令	開設継続	原則として、保護者等のお迎え（注1）
不審者情報		通常開設	原則として、保護者等のお迎え（注2）

（注1）帰宅時間が危険な時間と重ならないよう、早めのお迎えをお願いします。通常はお迎え以外で帰宅する児童についても、できる限りお迎えをお願いします。

（注2）通常はお迎え以外で帰宅する児童の保護者に、クラブから連絡します。

9. 冬場の児童の帰宅について

いきいきこどもクラブでは児童の安全確保のため、クラブからの帰宅は保護者のお迎えをお願いしておりますが、保護者の仕事等の都合により、やむを得ない場合には例外的に、保護者の責任の下、お迎え以外の帰宅方法についての指示に対応しております。 冬季については日没時刻が早くなることから、17時ごろの出発では帰宅途中には暗くなり、不審者出没・交通事故などの危険性が高まります。つきましては、お迎え以外での帰宅の場合には、明るい時間帯に帰宅できるよう、クラブを出発する時間帯を変更させていただきます。変更時期やクラブを出発する時間帯については、9月下旬ごろに別途お知らせいたします。

※あくまでも児童の帰宅方法の原則は、保護者等によるお迎えです。

10. 民間のいきいきこどもクラブについて

市が運営する公設クラブのほか、民間事業者が運営するクラブがあります。民間クラブでは、各クラブで独自のサービスを実施している場合があります。（有料のものも含む。）

利用料は公設クラブ・民間クラブともに同額であり、利用料の減免制度も適用されます。なお、おやつ代や教材費等の実費負担額およびサービス内容はクラブごとに異なります。

民間のいきいきこどもクラブの利用をご希望の場合は、各クラブへ直接お問い合わせください。また、民間いきいきこどもクラブ一覧は、市ホームページまたは p.14「民間いきいきこどもクラブ一覧」をご確認ください。

【東広島市ホームページ】

民間いきいきこどもクラブ一覧



11. 備考（連絡事項・注意事項）

利用承認の取り消しについて

以下に該当する場合、利用の承認を取り消す場合があります。

- ①実態として、いきいきの利用の要件を満たさないことが分かった場合
- ②利用料、おやつ・教材費の滞納が続く場合
- ③提出書類に虚偽があった場合
- ④クラブでのルールを守れない、支援員の指示に従えない、周囲に危険を与える行動をとった場合
- ⑤19時を過ぎるお迎えが続く場合

宿題について

クラブで宿題に取り組むよう声かけはしますが、学習指導は行いません。

※クラブに来る時間が遅くなった場合など、宿題の時間を確保できない場合があります。

服薬について

投薬は医療行為のため、クラブの支援員が行うことはできません。

学級閉鎖等について

学級閉鎖となったクラスの児童は、感染の有無にかかわらずクラブを利用できません。感染拡大防止のためご理解いただきますようお願いいたします。

帰宅方法について

原則は保護者によるお迎えとしています。ただし、ご家庭の事情によりやむを得ず、お子さまだけの帰宅やきょうだいとの帰宅を希望される場合は、ご家庭で安全な帰宅方法をご検討いただき、「帰宅方法カード」にて支援員にお知らせください。

お迎え遅れについて

18時までの利用の方が18時を過ぎてお迎えに来られた場合、その月のみ19時までの利用に変更するため変更届（紙）をご記入いただき、差額分の料金を徴収します。また、19時を過ぎるお迎えが続く場合は、いきいきこどもクラブの利用承認を取り消させていただく場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。

12. よくあるお問い合わせ

○入会に関すること

Q1. 就労証明書の記入を会社に依頼していますが、申請期限に間に合いそうにありません。	p. 11
Q2. 現在は求職中です。申請はできますか？	p. 11
Q3. きょうだいで入会希望です。それぞれ申請が必要ですか？	p. 11
Q4. 申請時点では小学校が決まっています。申請はできますか？	p. 11
Q5. 雇用期間が入会希望月よりも前で切れています。申請できますか？	p. 11
Q6. 保護者の一方が土曜日も働いています。土曜日利用はできますか？	p. 11
Q7. 土曜日のみの利用はできますか？	p. 12
Q8. 同じ小学校区に複数のクラブがあります。第1クラブが良いなど希望はできますか？	p. 12
Q9. こどもが新1年生です。4月1日から利用できますか？	p. 12

○電子申請に関すること

Q1. 電子申請の方法がわかりません。	p. 12
Q2. 申請が完了していないという通知が届きます。	p. 12
Q3. 申請した内容に誤りがあったので修正したい。	p. 12
Q4. (民間クラブに入会が決まった等により) 申請を取り下げたい。	p. 12
Q5. 修正依頼の通知が届いたので修正したい。	p. 12
Q6. 変更申請をしたいのですが、対象児童が表示されず申請ができません。	p. 13
Q7. 変更申請で就労証明書を添付しましたが、申請が完了になりません。	p. 13

○利用料・おやつ教材費に関すること

Q1. 免除の対象となる世帯ですが、利用料は自動的に免除になりますか？	p. 13
Q2. 利用料の引き落とし口座を確認したい。	p. 13
Q3. 利用料の引き落とし口座を変更したい。	p. 13
Q4. 退会しましたが、利用料・おやつ教材費について手続きが必要ですか？	p. 13

○入会に関すること

Q 1. 就労証明書の記入を会社に依頼していますが、申請期限に間に合いそうにありません。

A 1. すべての書類がそろわない場合でも、申請期間内に申請してください。書類が手元にない方については、申立書の「その他」の欄に、書類をご準備できていない旨と提出予定日を記載の上、添付してください。ただし、入会審査はすべての書類がそろってからとなります。なお、空き状況によっては入会できない場合があります。

入会希望月を含めて3か月後の入会決定まで（4月入会希望の場合は、6月入会決定まで）に書類提出がない場合、申請をキャンセルとさせていただきます。

Q 2. 現在は求職中です。申請はできますか？

A 2. 申請は可能です。申立書の「その他」の欄に、求職中であることを記載の上、添付してください。ただし、入会審査は就労証明書の提出後となります。なお、空き状況によっては入会できない場合があります。

入会希望月を含めて3か月後の入会決定まで（4月入会希望の場合は、6月入会決定まで）に就労証明書の提出がない場合、申請をキャンセルとさせていただきます。

Q 3. きょうだいで入会希望です。それぞれ申請が必要ですか？

A 3. 入会希望児童については、それぞれ申請が必要です。

Q 4. 申請時点では小学校が決まっています。申請はできますか？

A 4. 小学校を「未定」と選択していただき、申請することができます。ただし、審査は小学校が決まってからとなります。決まり次第速やかに青少年育成課までご連絡ください。なお、空き状況によっては入会できない場合があります。

Q 5. 雇用期間が入会希望月よりも前で切れています。申請できますか？

A 5. 申請はできます。ただし、入会決定した場合は利用承認期間が入会月の1か月となります。別途雇用期間が延びた就労証明書の提出を求めますので、市民ポータルより変更申請を行い、提出してください。

Q 6. 保護者の一方が土曜日も働いています。土曜日利用はできますか？

A 6. できません。18歳から69歳の同一世帯員の方全員が土曜日の勤務等によりお子さんと過ごすことができない場合にのみ利用できます。

Q 7. 土曜日のみの利用はできますか？

A 7. できません。

Q 8. 同じ小学校区に複数のクラブがあります。第 1 クラブが良いなど希望はできますか？

A 8. できません。各クラブによって定員が異なるため、住所ごとに人数の振り分けを行っています。なお、3月まで利用しており、4月以降も利用される場合は、引き続き同じクラブへの入会となります。

Q 9. こどもが新 1 年生です。4 月 1 日から利用できますか？

A 9. できます。春休み中は朝 8 時から、学校開始後は給食開始前であっても、下校時間に合わせて開設しています。給食が始まるまでは、お弁当を持参してください。

○電子申請に関すること

Q 1. 電子申請の方法がわかりません。

A 1. 電子申請の手順は、市ホームページに掲載しています。また、市役所窓口では職員がスマートフォンの操作方法をご案内しながら申請をお手伝いします。

【東広島市ホームページ】

電子申請のご案内➡



Q 2. 申請が完了していないという通知が届きます。

A 2. 書類の提出が完了していない等により申請が完了していない場合、リマインド通知が届きます。18歳から69歳の同一世帯員の方全員の書類の添付が完了しているかご確認ください。なお、申請状況の確認方法はホームページをご確認ください。

Q 3. 申請した内容に誤りがあったので修正したい。

A 3. 申請状態が「審査前」の場合はご自身で修正が可能です。「審査中」の場合は、必要に応じて青少年育成課より修正依頼を通知いたします。通知に記載している修正事項をご確認のうえ、通知に記載されているURLより修正してください。

ただし、転居や氏名の変更等が発生した場合は、至急青少年育成課までご連絡ください。

Q 4. (民間クラブに入会が決まった等により) 申請を取り下げたい。

A 4. 申請状態が「審査前」の場合はご自身でキャンセルできます。「審査中」の場合は、ご自身でキャンセルができませんので、お早めに青少年育成課までご連絡ください。

Q 5. 修正依頼の通知が届いたので修正したい。

A 5. 通知のURLを押していただくと修正画面に遷移します。通知に記載された内容を修正してください。

Q 6. 変更申請をしたいのですが、対象児童が表示されず申請ができません。

A 6. 以下のいずれにも当てはまらない場合は、青少年育成課までご連絡ください。

①入会申請時とは異なるアカウントでログインしている。

市民ポータルサイトへ登録したアカウントが2種類存在している可能性があります。登録方法には、メールアドレスでの登録とLINEでの登録があります。

②入会申請時とは異なる保護者が行おうとしている。

入会情報は、入会申請を行った保護者のアカウントに紐づいているため、別の保護者の方では行うことができません。

③すでに直近で変更申請を行っている。

書類の添付のみ終わっていない変更申請が残っているか、直前の変更申請について青少年育成課の確認が終わっていない場合、新たな変更申請はできません。申請状況をご確認ください。なお、翌月からの利用時間の変更等、急を要する場合は青少年育成課までご連絡ください。

Q 7. 変更申請で就労証明書を添付しましたが、申請が完了になりません。

A 7. お手数ですが、システムの都合上、18歳から69歳の同一世帯員の方全員に対して操作が必要です。書類提出が必要ない方についても、書類提出画面内の提出ボタンを押していただく必要があります。その際、当初の添付書類が付いたままになっていますので、新たに添付する必要はありません。

○利用料・おやつ教材費に関すること

Q 1. 免除の対象となる世帯ですが、利用料は自動的に免除になりますか？

A 1. ひとり親世帯、生活保護世帯等でも自動的に免除にはなりません。詳細は、p.6「利用料の免除」をご確認のうえ、市民ポータルサイトより免除申請を行ってください。なお、免除決定を受けた場合、申請月の利用料から免除の対象となります。

Q 2. 利用料の引き落とし口座を確認したい。

A 2. 青少年育成課にご連絡ください。

Q 3. 利用料の引き落とし口座を変更したい。

A 3. 入会時に提出していただいた、口座振替依頼書を改めて金融機関にご提出いただく必要があります。口座振替依頼書をお渡ししますので、青少年育成課またはクラブにご連絡ください。

Q 4. 退会しましたが、利用料・おやつ教材費について手続きが必要ですか？

A 4. 利用料については、手続きは不要です。おやつ教材費については、ご自身の口座からクラブの口座へ自動送金手続きを取っていただいていた場合、解約の手続きが必要です。お早めにお手続きいただくようお願いいたします。なお、詳細については、クラブにご確認ください。

民間いきいきこどもクラブ一覧

入会の要件等は公立のいきいきこどもクラブと同様です。また、利用料の免除の制度もあります。

※民間いきいきこどもクラブの利用をご希望の場合は、各クラブでの申請となります。

※申請方法等については、各クラブへ直接お問い合わせください。(市役所での申請はできません。)

クラブ名	対象小学校区
陽だまり放課後こどもくらぶ	西条・三ツ城・寺西
東広島放課後児童館さくらんぼ	西条・東西条・龍王
YMCA こどもクラブ	西条・三ツ城・寺西・龍王・平岩
つどいの森 西条	西条・三ツ城
放課後楽描（らくがき）クラブ西条中央	西条・三ツ城
放課後楽描（らくがき）クラブ西条	龍王・寺西・東西条
なかよしキッズクラブ 本店・西条岡町店・岡町2号店	西条・龍王・三ツ城
Ai Kids Club 寺西	寺西
いきいきプラス 西条	西条・三ツ城・御園宇・東西条
こどもコーぷらざ東広島	寺西・龍王
アフタースクールこぼと 第1クラブ・第2クラブ	御園宇・西条
Ai Kids Club ショージ寺家駅前	平岩
なかよしキッズクラブ 郷田店	郷田
みんなのいえ三永 I・II	三永
シダックス放課後児童クラブ 川上 第1・第2	川上
八本松みづきいきいきこどもクラブ	川上・八本松・平岩
シダックス放課後児童クラブ 八本松	八本松
つどいの森 八本松	八本松
なかよしキッズクラブ 八本松店	八本松・平岩
東広島アカデミーこどもクラブ	高美が丘
放課後楽描（らくがき）クラブ 高屋	高屋東・高屋西・高美が丘・小谷
こどもコーぷらざ八本松	川上・平岩
さくらいろキッズクラブ	寺西・龍王・平岩
おひさま	東西条・高屋西・御園宇・龍王・寺西
遊学児童会 EPIC ワンダーキッズ黒瀬校	中黒瀬・下黒瀬・上黒瀬・乃美尾

※各クラブの詳細は市ホームページで確認いただけます。

【東広島市ホームページ】
民間いきいきこどもクラブ一覧



公設いきいきこどもクラブ一覧

クラブ名	電話番号		土曜日開設※
西条	第1	082-421-5521	西条第3
	第2	082-421-8442	
	第3	082-421-3101	
	第4	082-424-8707	
龍王	第1	082-431-5556	西条第3
	第2	082-431-5558	
	第3	082-431-6686	
	第4	082-431-6687	
寺西	第1	082-424-5036	寺西第1
	第3	082-424-5022	
	第4	082-424-5021	
三ツ城	第1	082-421-4140	三ツ城第1
	第2	082-421-5510	
郷田	第1	082-425-2294	板城第1
	第2	082-425-0222	
板城	第1	082-425-2727	板城第1
	第2	082-425-3003	
	第3	082-425-5501	
三永	—	082-426-1701	板城第1
東西条	第1	082-423-9306	御園宇第2
	第2	082-423-6455	
	第3	082-423-6456	
	第4	082-423-9307	
御園宇	第1	082-422-5661	御園宇第2
	第2	082-423-5555	
平岩	第1	082-421-6740	平岩第1
	第2	082-422-1922	
川上	第1	082-428-4001	平岩第1
	第2	082-428-1311	
	第3	082-428-4300	

クラブ名	電話番号		土曜日開設※
八本松	第1	082-428-7153	八本松第1
	第2	082-428-1160	
	第3	082-427-1515	
原	—	082-429-0687	八本松第1
吉川	—	082-429-1465	八本松第1
志和	—	082-433-3337	志和
小谷	—	082-434-4119	高屋西第1
高屋東	—	082-434-1499	高屋西第1
高屋西	第1	082-434-5284	高屋西第1
	第2	082-434-5530	
	第3	082-434-6161	
	第4	082-434-6162	
造賀	—	082-436-0699	高屋西第1
高美が丘	第1	082-439-1950	高美が丘第1
	第2	082-434-1616	
	第3	082-434-4300	
板城西	—	0823-82-3100	中黒瀬第2
上黒瀬	—	0823-83-0155	または
乃美尾	—	0823-82-8721	下黒瀬第1
中黒瀬	第1	0823-82-3410	中黒瀬第2
	第2	0823-82-8433	
下黒瀬	第1	0823-82-0028	下黒瀬第1
	第2	0823-82-1033	
福富	—	082-435-2790	福富
豊栄	—	082-432-2045	豊栄
入野	—	082-437-0301	入野
河内	—	082-437-0699	入野
風早	—	0846-45-5570	風早
三津	—	0846-45-4010	風早
木谷	—	0846-45-0240	風早

※土曜日は原則として表に記載のクラブの利用となりますが、送迎等の理由で他のクラブも利用できます。

※各クラブの詳細は市ホームページで確認いただけます。

【東広島市ホームページ】
いきいきこどもクラブ一覧

